

## 随意契約内容の公表について

京都市上下水道局の随意契約のうち、次の契約を公表します。

### 1 対象契約

令和6年度下半期（令和6年10月～3月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負に係る契約
- (2) 契約金額が250万円を超える測量・設計等の委託に係る契約
- (3) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

### 2 公表する内容

- (1) 契約の件名
- (2) 担当所属名
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

### 3 閲覧

契約会計課執務室内及びホームページにおいて閲覧に供します。

### 4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

### 5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表

整理  
番号

契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
令和6年10月08日	水道料金系システム機器等の賃貸借及び保守管理（延長）	15,407,007	上下水道局総務部総務課	NECキャピタルソリューション株式会社 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号
令和6年10月09日	イントラ系GW・IISサーバの構築作業委託	14,168,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年10月09日	イントラ系外部FW・業務L2SWの構築作業委託	9,071,700	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年10月09日	情報漏えい防止システム用ソフトウェアの賃貸借及び保守管理（再延長）	5,880,600	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号
令和6年10月10日	水道料金系システム機器更新作業委託（その1）	20,696,500	上下水道局総務部総務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年12月19日	災害用備蓄飲料水 「京のかがやき 疏水物語」製造委託	20,258,000	上下水道局総務部総務課	大円食品工業株式会社 経営企画室	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
水道料金系システム機器等の賃貸借及び保守管理（延長）
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和6年10月8日
- 4 履行期間  
令和6年12月1日から令和7年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101  
NECキャピタルソリューション株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）  
15,407,007円
- 7 契約内容  
水道料金系システムを正常に稼働するために、受託者が必要なサーバ、それに付属する機器類及びソフトウェアを引き続き設置し、適正な使用方法を教示するとともに保守管理を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件水道料金系システム機器等に係るセットアップ作業や設置等の初期投資に要した経費は当初契約期間をもって償却済になる一方、延長契約においては、当該機器をそのまま活用することが可能であることから、他の者と契約を締結する場合に比べて、著しく有利な価格で契約を締結できるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
イントラ系GW・I I Sサーバの構築作業委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和6年10月9日
- 4 履行期間  
令和6年10月10日から令和7年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
14,168,000円
- 7 契約内容  
現在稼動しているイントラ系GW・I I Sサーバの更新に当たり、受託者が本件機器類に対して従前どおり正常に稼動させるための構築整備を行い、適正な使用方法を教示するものである。
- 8 随意契約の理由  
上下水道局イントラネットワークは、行政業務情報システムをはじめとする情報系システムを運用しており、これらの接続するシステムが相互に通信装置等を通じて密接に関連している。このため、本件業務を確実に遂行するためには、本システムの内部構造、環境設定、個々のモジュールの関係性、他のシステムとの連携手法について、内容を詳細に把握している必要があることから、本件業務を履行可能な事業者は、既存設備の供給者である一者に限定されるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
イントラ系外部FW・業務L2SWの構築作業委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和6年10月9日
- 4 履行期間  
令和6年10月9日から令和7年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
9,071,700円
- 7 契約内容  
現在稼動しているイントラ系外部FW・業務L2SWの更新に当たり、受託者が本件機器類に対して従前どおり正常に稼動させるための構築整備を行い、適正な使用方法を教示するものである。
- 8 随意契約の理由  
上下水道局イントラネットワークは、行政業務情報システムをはじめとする情報系システムを運用しているが、このネットワーク内の接続するシステムが相互に通信装置等を通じて密接に関連しているため、既存の設備等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するために、当該ネットワーク全体の構成や設定を熟知している者が整備を行う必要があることから、本件業務を履行可能な事業者は、既存設備の供給者である一者に限定されるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
情報漏えい防止システム用ソフトウェアの賃貸借及び保守管理（再延長）
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和6年10月9日
- 4 履行期間  
令和7年2月1日から令和8年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
5,880,600円
- 7 契約内容  
令和6年2月1日から令和7年1月31日までの期間で賃貸借契約をしている情報漏えい防止システム用ソフトウェアについて、引き続き12か月間の賃貸借契約を締結するものである。
- 8 随意契約の理由  
既存契約の履行のみに使用するための情報漏えい防止システム用ソフトウェアのセットアップ作業や調達等の初期投資に要した経費は償却済であり、本件契約において、当該ソフトウェアを活用することが可能であるため、他の者と契約を締結する場合に比べて、著しく有利な価格で契約を締結できるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
水道料金系システム機器更新作業委託（その1）
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和6年10月10日
- 4 履行期間  
令和6年10月11日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
20,696,500円
- 7 契約内容  
上下水道局総務部総務課が保有する水道料金系システムの機器更新に伴うシステム移行及び動作確認作業を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
本件水道料金系システムは、受託者が開発したパッケージ基盤を利用し、当局向けに業務システムの本体部分を独自開発しており、本件業務を履行するためには、同システムの内部構造、環境設定、開発の経緯等について詳細に把握している必要があることから、本件業務を履行可能な事業者は、一者に限定されるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
災害用備蓄飲料水 「京のかがやき 疏水物語」 製造委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和6年12月19日
- 4 履行期間  
令和6年12月20日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区道修町2丁目2番6号  
大円食品工業株式会社 経営企画室
- 6 契約金額（税込み）  
20,258,000円
- 7 契約内容  
疏水物語の製造及びそれに伴う水道水の輸送のほか、シュリンクラベル（アルミボトル缶に巻き付けるプラスチックシート）への必要事項の表示印刷、荷造り、保管及び運送の業務。
- 8 随意契約の理由  
食品衛生法に基づいた加熱殺菌を行うことができる業者の中で、水道水を原材料に使用し、賞味期限を製造から10年とする490ミリリットルのアルミボトル缶を採用したボトルドウォーターの製造を行うことができる業者が、国内では大円食品工業株式会社に限定されていることから、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
機能改善等を目的とした人事給与システムの改修業務委託
- 2 担当所属名  
総務部職員課
- 3 契約締結日  
令和6年11月8日
- 4 履行期間  
令和6年11月9日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,230,200円
- 7 契約内容  
令和4年4月から稼働している人事給与システムにおいて、利便性向上のため勤務実績処理等に  
係る機能追加を行うことを目的とした改修作業の業務を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
本委託業務を遂行するためには、本システムに係るプログラムを変更（オーバーライト（更新モジ  
ュール）の適用を含む。）する必要があるが、本システムは日本電気株式会社が独自に開発したパッ  
ッケージソフトウェア「GPRIME人事給与システム」等に適正規模のカスタマイズを施して構築してお  
り、当該ソフトウェアの開発及び同カスタマイズに当たっては同社独自の知識や技術（ノウハウ）  
等が用いられているため、その内部構造や環境設定等に関するノウハウ等を有しない同社以外の者  
が本委託業務を実施することはできない。  
以上の理由により、本契約の目的を達成するためには、本システムに係るノウハウを有する者に  
契約の相手方が特定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
土地管理システム改修業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局経営戦略室
- 3 契約締結日  
令和7年1月10日
- 4 履行期間  
契約締結後から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
24,970,000円
- 7 契約内容  
土地管理システムについて、利便性向上を目的にシステム改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由  
土地管理システムの技術仕様は開発事業者独自のものであり、改修に当たっては、システム内容や構成等の詳細な技術情報を理解する必要があり、他の者が有し得ない専門的な知識・技術等を必要とするため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
土地管理システムの開発事業者であるため。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
鳥羽水環境保全センターモバイル電波対策
- 2 担当所属名  
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日  
令和7年3月27日
- 4 履行期間  
契約締結の日から令和7年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区海岸一丁目7番1号  
ソフトバンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
22,000,000円
- 7 契約内容  
既存のPHS網に代わる携帯電話の電波網の整備を行うため、現地調査及び電波対策を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本業務は、総合評価方式による入札を実施し、ソフトバンク株式会社と締結した「京都市上下水道局構内電話設備更新委託等業務」（契約日令和6年9月12日）により構築した電話設備と接続する、モバイル電波網を整備するものである。  
現在、局内の大部分の電話設備は、京都市上下水道局構内電話設備更新委託等業務において構築、運用しているため、電話設備を構築した同社でなければ、既存の電話設備の機能を損なうことなく遂行することができない。  
以上の理由により、本業務の受託に適した業者はソフトバンク株式会社以外にないため、随意契約を採用し、同社と契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約採用理由欄に記載した事由から、電話設備を構築した事業者であるソフトバンク株式会社を契約相手方として選定する。

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和6年10月03日	配水管漏水修繕工事 (京都市山科区日ノ岡ホッパラ町～御陵鴨戸町 地内)	19,140,000	上下水道局 水道部 水道管路課	株式会社仁木総合建設	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
002	令和6年10月18日	配水管移設(その2)工事 (京都市西京区桂畑ケ田町 地内)	7,150,000	上下水道局 水道部 水道管路課	株式会社第一土木	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
003	令和6年10月24日	配水管布設替工事 (京都市上京区河原町通、荒神町～上生洲町 地内)	37,400,000	上下水道局 水道部 水道管路課	洛西建設工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
004	令和6年10月25日	配水管布設替(その3)工事 (京都市中京区後院通、千本三条～四条大宮 地内)	120,450,000	上下水道局 水道部 水道管路課	公成建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
005	令和6年12月03日	弁室改造工事 (京都市山科区大宅古海道町(その2) 地内)	5,060,000	上下水道局 水道部 水道管路課	コスモ建設工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
006	令和6年12月05日	新山科系低区五条幹線配水管布設替(その2-5)工事 (京都市右京区西院月双町 地内)	116,600,000	上下水道局 水道部 水道管路課	五洋建設株式会社 大阪支店	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
007	令和6年12月05日	新山科系低区五条幹線配水管布設替(その2-6)工事 (京都市西京区桂畑ケ田町 地内)	36,960,000	上下水道局 水道部 水道管路課	五洋建設株式会社 大阪支店	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
008	令和6年12月23日	配水管布設替工事 (京都市下京区上之町 地内)	16,973,000	上下水道局 水道部 水道管路課	片岡土木株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
009	令和7年01月27日	配水管漏水修繕工事 (京都市山科区勸修寺平田町 地内)	2,750,000	上下水道局 水道部 水道管路課	株式会社萬栄建設	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
010	令和6年10月08日	路面復旧工事 (京都市伏見区土橋町 地内)	9,570,000	上下水道局 水道部 水道管路課	忠英道路株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管漏水修繕工事（京都市山科区日ノ岡ホッパラ町～御陵鴨戸町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和6年10月3日
- 4 履行期間  
令和6年10月3日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区淀本町206番地の16  
株式会社仁木総合建設
- 6 契約金額（税込み）  
19,140,000円
- 7 契約内容  
本工事は、漏水している配水管を修繕するものである。
- 8 随意契約の理由  
当該配水管は平成5年に布設されたダクタイトル鑄鉄管で、現在漏水が発生している状況である。今後漏水が進行すれば、断水および濁水の影響が広範囲に及ぶことから、市民生活に多大な影響を与える恐れがある。また、当該漏水箇所をそのまま放置しておくことは、二次災害につながる危険性が高い。  
したがって、本工事は入札手続きによることなく、随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8の理由から緊急工事業者登録の希望者募集要項第8条第1項に基づいて、令和6年度緊急工事登録業者登録のDブロック10・11月担当業者である株式会社仁木総合建設を契約の相手方とする。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管移設（その2）工事（京都市西京区桂畑ケ田町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和6年10月18日
- 4 履行期間  
令和6年10月19日から令和7年3月18日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区中堂寺坊城町35-2  
株式会社第一土木
- 6 契約金額（税込み）  
7,150,000円
- 7 契約内容  
本工事は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所にて施行中の国道9号京都西共同溝立坑他工事の進捗状況に併せて、支障となって撤去した配水管を復元するものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は、共同溝工事に併せて移設される水路を伏せ越しする位置に配水管の復元を行うものであるが、復元する位置には地下埋設物が輻輳しており、非常に限られたスペースに配水管を布設することになることや、施工区間の一部が共同溝工事のヤード内での施工となるため綿密な位置調整及び工程調整を行わなければ施工は困難である。  
さらに、本工事は歩道と病院の駐車場出入口付近を占用して行うため、安全確保が重要であるが、迂回路の設定や車両誘導等の適正な安全管理に関する責任の所在を明確化する必要がある。  
以上のことから、本工事を共同溝工事の受注者が一体的に施工することにより、工事の輻輳を回避し、安全な施工が確保できるとともに、施工責任の所在を明確化することができる。また、綿密な工事間調整が可能となり、工期の短縮が可能となるとともに、経費の縮減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設替工事（京都市上京区河原町通、荒神町～上生洲町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和6年10月24日
- 4 履行期間  
令和6年10月25日から令和7年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区花園内畑町1番地  
洛西建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
37,400,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市建設局道路建設部道路環境整備課にて施行の河原町通電線共同溝新設（その4）工事の進捗状況に併せて、支障となる配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は、地下埋設物が輻輳しており非常に限られたスペースの中での工事となるため、電線共同溝工事の進捗状況に合わせて埋設位置を調整しながら配水管を布設する必要があるため、電線共同溝工事との工程調整及び一体的な施工を行わなければ、計画通りに布設することは不可能である。また、当該道路は交通量が非常に多く、工期が長期に及ぶことは市民生活への影響が大きいため、一体的な施工を行い近隣住民への負担を最小限におさえることが重要である。  
以上のことから、本工事を電線共同溝工事の受注者が一体的に施行することで、工事間調整が可能となり、工期の大幅な短縮が図れるとともに経費の縮減にも繋がることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設替（その3）工事（京都市中京区後院通、千本三条～四条大宮 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和6年10月25日
- 4 履行期間  
令和6年10月26日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地  
公成建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
120,450,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市建設局道路環境整備課にて施行中の後院通電線共同溝及び道路改良工事（3工区）の進捗状況に併せて、支障となる配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由  
電線共同溝工事には、道路改良工事も含まれ、最終の計画地盤高は現況地盤とは異なること、平面的にも狭い限られたスペースの中に、各企業の埋設管を支障とならないように布設する必要があることから、緻密な施工計画のうえ一体的に施工をしなければ本工事の施工は困難である。  
また、工事期間中は、広範囲にわたり占用帯を設けることや、仮舗装の状態でも長期間維持管理をする必要があることから、安全管理上において、責任の所在を明確にする必要がある。  
以上のことから、本工事を電線共同溝工事の受注者が施工することにより、一体的な施工管理により、施工責任の所在を明確化することができる。また、大幅な工期短縮が可能となるとともに、経費の節減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
弁室改造工事（京都市山科区大宅古海道町（その2） 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和6年12月3日
- 4 履行期間  
令和6年12月4日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区桂畑ケ田町84番地  
コスモ建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,060,000円
- 7 契約内容  
本工事は、建設局土木管理部東部土木みどり事務所が施行する舗装道補修工事（小山大宅線（新奈良街道））により、支障となる弁室及び弁きょう（仕切弁室1か所、仕切弁きょう3か所、空気弁室1か所）の改造を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事後の弁室高さは舗装仕上がり高さに合わせる必要があるが、全面的に舗装することとなるため、舗装仕上がり高さを詳細に把握し綿密な高さ調整を行うことが必要不可欠である。  
また、本工事での嵩上げ完了後は、改造弁室と既存舗装との高さが異なることから、補修工事によって最終の舗装仕上げが施工されるまでの期間、改造弁室と既存舗装との擦り付け部を保全管理することは重要であり、あわせて補修工事との一体的な施工が求められる。  
以上のことから、本工事を補修工事の受注者が一体的に施行することにより、工事間調整が可能となり、工期を大幅に短縮が図れるとともに経費の縮減にも繋がることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新山科系低区五条幹線配水管布設替（その2-5）工事（京都市右京区西院月双町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和6年12月5日
- 4 履行期間  
令和6年12月6日から令和8年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区鶴野町1番9号  
五洋建設株式会社 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）  
116,600,000円
- 7 契約内容  
本工事は、将来に亘る安定給水を図るため、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所にて施工中の「国道9号京都西共同溝発進立坑他整備工事」の進捗状況に併せて、老朽化した幹線配水管（φ400mm）を鋼管（φ700mm）に布設替えするものである。
- 8 随意契約の理由  
当該工事区間の水道管路は、立坑整備工事や同坑内に設置される他企業管路の工事と同一時期に布設する必要があるため、綿密な工程調整を行わなければ工事の進捗に多大な影響を及ぼす恐れがある。加えて、水道及び立坑築造の請負者が同じになることにより、のちの水道立上り鋼管部の施工を考慮した型枠支保工の計画ができる。これにより、立坑整備工事のうち天井、壁及びスラブコンクリート工の型枠支保工及び足場を一部残置し、水道工事の足場に利用することで工事費の削減が見込める。  
以上のことから本工事を立坑整備工事の請負者が施工することで、工事費の削減が見込め、かつ、工事輻輳が回避でき安全な施工が確保できる。また、着手前の地元折衝、他企業との工程調整に要する時間が短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新山科系低区五条幹線配水管布設替（その2-6）工事（京都市西京区桂畑ケ田町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和6年12月5日
- 4 履行期間  
令和6年12月6日から令和7年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区鶴野町1番9号  
五洋建設株式会社 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）  
36,960,000円
- 7 契約内容  
本工事は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所にて施工中の「国道9号京都西共同溝発進立坑他整備工事」に含まれる到達立坑SMW壁撤去に併せて幹線配水管の布設替えを立坑内から国道9号線道路にかけて行うものである。
- 8 随意契約の理由  
当該工事区間の水道管路は、立坑整備工事のSMW壁撤去に併せて布設する必要があるため、施工時期について国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所との綿密な工程調整が必要である。またSMW壁撤去のための土留めは、当該工事で設置する必要があることから、土留め形状についてもSMW壁撤去に必要な形状は確保しつつ他企業工事に影響及ぼさないよう緻密な検討が不可欠である。  
加えて、京都国道事務所が発注する到達立坑周辺の道路本復旧工事も請け負う同一業者であれば、本来、上下水道局が行う水道工事部分の路面本復旧費用がなくなるため、工事費用も削減することができる。  
以上のことから、本工事を立坑整備工事の請負者が施工することで、工事輻輳を回避でき、安全な施工が確保できる。また着手前の地元折衝、他企業との工程調整に要する時間が短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となることから随意契約採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設替工事（京都市下京区上之町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和6年12月23日
- 4 履行期間  
令和6年12月24日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区深草新門丈町201番地  
片岡土木株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
16,973,000円
- 7 契約内容  
本工事は、都市計画局すまいまちづくり課にて施行の崇仁北部地区住宅地区改良事業歩道拡幅工事（須原塩小路）に併せて、経年により老朽化している配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は、歩道部分は未完成であるため、配水管の埋設位置を調整しながら布設する必要がある、地下埋設物が輻輳している場所や信号柱の移設工事もあることから、歩道工事との工事調整及び一体的な施工を行わなければ配水管を計画通りに布設することは不可能である。  
また、本工事は交通量が非常に多い交差点及び歩道を占用して行うため、安全確保が重要であるが、受注者が行うことで施工責任の所在を明確にでき、綿密な工事調整を行うことで、安全な施工を図ることができる。  
以上のことから本工事を歩道工事の受注者が一体的に施工することにより、工事間調整が可能となり、工期の大幅な短縮が図れるとともに、工事の輻輳を回避し安全な施工が確保できる。また、地元住民への負担の軽減にも繋がることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管漏水修繕工事（京都市山科区勸修寺平田町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和7年1月27日
- 4 履行期間  
令和7年1月27日から令和7年3月18日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区大枝中山町1-257  
株式会社萬栄建設
- 6 契約金額（税込み）  
2,750,000円
- 7 契約内容  
本工事は、配水管の付属設備である空気弁付近からの漏水を修繕するものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は、配水管の付属設備である空気弁付近からの漏水であり、このままでは通行者及び車両の通行に多大な影響を与えるとともに、二次災害につながる恐れがある。また漏水について、速やかに対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすことから、緊急に復旧を行う必要がある。したがって、本工事は入札手続きによることなく、随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8の理由から緊急工事業者登録の希望者募集要項第8条第1項に基づいて、令和6年度緊急工事登録業者登録のDブロック12・1月担当業者である株式会社萬栄建設を契約の相手方とする。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
路面復旧工事（京都市伏見区土橋町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和6年10月8日
- 4 履行期間  
令和6年10月9日から令和7年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区横大路畔ノ内45番1  
忠英道路株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,570,000円
- 7 契約内容  
本工事は、補助配水管整備工事に伴い、工事跡の路面復旧工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
当該業者は、令和5年4月に、私有地所有者立会いの下で現地調査を行い、令和5年度中の完成を前提に材料や機材の手配などの工事準備を行ったが、現地施工に入る段階で、私有地所有者との間で、工事の施工内容を巡り、調整に相当の期間を要した。当初予期し得なかった調整に時間を要したことにより、年間契約の期限である令和5年度末までに完成しなかったものである。  
本件工事については、当該業者がすでに本件工事に着手し、また、私有地所有者側との工事内容の調整を進めてきており、残工事についても、当該業者が施工することにより、工期短縮につながるるとともに、安全円滑な施工及び経費節減にも効果があると認められるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
後院通第3工区公共下水道管布設替工事
- 2 担当所属名  
上下水道局 下水道部 きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和6年12月18日
- 4 履行期間  
令和6年12月19日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地  
公成建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
118,800,000円
- 7 契約内容  
管布設工：φ250～φ900mm L=397.15m 管撤去工：φ250～φ900mm L=436.60m  
マンホール設置工：14箇所 マンホール撤去工：20箇所（※数量は予定）
- 8 随意契約の理由  
本工事は、標記地内において建設局道路建設部道路環境整備課が無電柱化事業及び電線共同溝新設事業として実施する後院通電線共同溝及び道路改良工事（3工区）に際し、既設の公共下水道管が支障となるため、既設管を撤去し、新たに公共下水道管の布設を行うものである。  
また、本工事は、電線共同溝及び道路改良工事区域内で施工するものであり、当該工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで施工責任の一元化を図るとともに、地元調整や工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。  
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その8）工事（京都市山科区大宅古海道町他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和6年11月26日
- 4 履行期間  
令和6年11月27日から令和7年5月2日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区桂畑ヶ田町84番地  
コスモ建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,820,000円
- 7 契約内容  
本件工事は、建設局東部土木みどり事務所が施工する舗装道補修工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。  
これらを総合的に判断し、当該道路工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その9）工事（京都市下京区御供石町他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和6年12月20日
- 4 履行期間  
令和6年12月21日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区竹田中島町5番地  
光工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
3,465,000円
- 7 契約内容  
本件工事は、建設局南部土木みどり事務所が施工する舗装道補修工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。  
これらを総合的に判断し、当該道路工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
鳥羽 第2東ポンプ場ディーゼルエンジン修理（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第2課
- 3 契約締結日  
令和7年2月14日
- 4 履行期間  
令和7年2月14日から令和7年7月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区野中北2丁目6番12号  
ダイハツディーゼル株式会社 エンジニアリングセンター
- 6 契約金額（税込み）  
2,695,000円
- 7 契約内容  
ディーゼルエンジンが長年の使用により劣化し運転に支障をきたしているため、修理するものである。
- 8 随意契約の理由  
2月6日16時頃に14号ディーゼルエンジンで故障が発生し、部品に不具合があることが判明した。本設備は雨天時に増加する流入下水を揚水するポンプ設備の駆動装置として重要な機能を担っている。そのため、今後の出水期に向け、緊急に修理・復旧する必要があるが、入札手続を経た場合、対応が間に合わず、状況次第では処理区が浸水し市民生活及び環境へ多大な影響を与える可能性がある。  
したがって、修理を緊急に実施するため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
競争入札有資格者に登録されている3者に見積書の提出を求めたところ、ダイハツディーゼル株式会社が最も安価であったため、選定した。

- 1 件名  
吉祥院 処理水給水装置給水ポンプNo.1-2 修理
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
- 3 契約締結日  
令和7年2月14日
- 4 履行期間  
令和7年2月14日から令和7年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市山科区大塚丹田32番地5  
株式会社京滋機械工業
- 6 契約金額（税込み）  
4,499,000円
- 7 契約内容  
本修理は、処理水給水ユニットの水中ポンプが故障し、支障を来しているため、取替を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
鳥羽水環境保全センター吉祥院支所に設置されている処理水給水ユニットの水中ポンプが故障し、運転不能となった。このままでは、沈砂池、ポンプ設備に適切な給水ができず、流入下水の処理に悪影響を与え、市民生活に多大な影響を及ぼすことから、緊急に修理・復旧を行う必要がある。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
今回の修理については、競争入札有資格者に登録されている業者で修理工法及び機材の手配を含め迅速に対応できる数社に連絡した。その結果、最も見積もりが安価であった株式会社京滋機械工業を選定した。